

令和7年第4回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

# 令和7年第4回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和7年9月1日（月）午後4時00分～午後5時00分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター 1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	三 浦	剛
教育長代理	青 木	健 治
委 員	沼 本	綾
委 員	松 尾	敦 史
委 員	林	里 美

4. 出席職員

課 長	赤 井	圭 二
参 事	春 山	顕 一
主 幹	沼 本	次 登
主 査	前 田	直 輝

5. 議 事

議案第15号 令和7年教育行政報告について

議案第16号 令和7年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について

議案第17号 沼田町立沼田中学校部活動指導員設置要綱の制定について

議案第18号 令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」  
における市町村別結果の公表について

議案第19号 令和8年度に使用する小学校用教科用図書及び令和8年度  
に使用する中学校用教科用図書の決定について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

## 【開会】

### (教育長)

ただ今から、令和7年 第4回 沼田町教育委員会 定例会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを、議題といたします。課長より説明をお願いいたします。

### (赤井課長)

前会会議録について、その概要を説明いたします。

令和7年6月2日に召集されました令和7年第3回教育委員会定例会は、全委員に出席いただき、職員は3人が出席いたしました。

教育長の報告としましては、議案の教育行政報告の中で報告させていただくこととし、次の議案2件についてご審議いただきました。

議案第13号 令和7年教育行政報告については、教職員の人事、スポーツ推進委員1名の委嘱、札幌国際大学との連携開始と卓球留学（クラブ誘致）について検討していること。また、町職員となったALTによる英会話教室、英語授業の充実や、高穂スキー場の運営状況などについて、6月定例議会に教育行政報告として提出することについてご承認いただきました。

議案第14号 令和7年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）については、卓球クラブ視察の旅費や、小学校の屋上防水修繕、台湾公式訪問の旅費など、総額1,671千円の増額補正をご審議いただき、ご承認いただきました。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしく願いいたします。

### (教育長)

前会会議録のご説明が終わりました。お諮りいたします。これを承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

### (教育長)

異議なしということで、前会会議録は承認することといたしました。

議案の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

夜高あんどん祭りにつきましては、天候が心配されましたが、8月22日・23日の2日間で無事開催することができました。子どもたちは、暑い日が続く中、立派にお祭りを盛り上げてくれました。空知教育局の金田教育局長をはじめ、幹部の方々も視察に來られ、沼田のふるさと教育に高い関心を示されておりました。

その他、詳細については来週の教育委員会定例会で、教育行政報告の中で報告させて

いただきたいと思います。

ただ今の報告の中で、ご質問等ございますか。

(質問等なし)

**(教育長)**

それでは、次に4番の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。議案第15号及び議案第16号は、議会定例会の議案提出前のため、公表を避けなければならない案件でありますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、「秘密会」といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか？

(異議なしの声あり)

**(教育長)**

異議なしと認め、議案第15号及び議案第16号は秘密会とすることに決定いたしました。

これより秘密会といたします。

議案第15号	令和7年教育行政報告について	原案のとおり 可決・提出
議案第16号	令和7年度沼田町一般会計教育費補正予算(案)について	原案のとおり 可決・提出

**(教育長)**

ここで秘密会を解きます。

議案第17号 沼田町立沼田中学校部活動指導員設置要綱の制定について を議題といたします。説明をお願いします。

**(赤井課長)**

議案第17号 沼田町立沼田中学校部活動指導員設置要綱の制定について。

沼田町立沼田中学校部活動指導員設置要綱を別冊のとおり提出する。令和7年9月1日提出。教育長名でございます。

次のページの設置要綱案をご覧ください。まずこの設置要綱の目的ですが、部活動の指導体制の充実と、生徒の心身の発達、教職員の負担軽減を図るために部活動指導員を設置できるよう定めるものです。元々、国の方からも部活動指導員について要綱を制定でき

ると通達がありましたが、沼田町ではまだ作っておりませんでした。これから部活動を地域移行していくこととなりますが、当面は中学校で指導員を抱えなければならないので、中学校部活動指導員という名称で要綱を制定するものです。

第2条では、学校長の監督を受け、指導に従事するというようにしております。勿論、監督を教頭や教諭が行うことを妨げてはおりません。職務については実技指導が主ですが、例えば(3)にある大会の引率や、(4)の施設の点検・管理、(5)の会計管理等の簡単な事務作業も担当することができるようにしております。

また、同条第2項では、校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができることとしております。現在、学校の教員が顧問を命じられております。しかし、この教員以外の指導員でも顧問を命じることができるという趣旨です。ただし、同条第3項では、指導員のみが部活動の顧問となる場合には、担当する教員を指定して職務を命じることができることとしております。この職務は上に記載している(7)から(9)までの、主に生徒の指導や保護者への連絡、事故現場の対応といった学校に直接関係する部分については教員自ら行うことができることとしております。むしろ、学校教員がやらないと、一般の指導者では生徒の心身については対応が難しいということで補足して定めております。

第3条の指導員の任命についてですが、任命は基本的に沼田町教育委員会が行います。これは指導員としての適格性を担保するものであり、校長が推薦し、教育委員会が委嘱するという形を取っております。該当者については、同条第2項(1)にあるとおり教員免許を持つ教員、(2)にある日本スポーツ協会の加盟団体が認定した資格指導者、(3)にある資格はなくとも指導経験を有する者、(4)にある20歳以上の指導員や、(5)にある各号のいずれかと同等の経験等を有すると校長が認める者と、幅広く指導員を対象とできるようにしております。

身分については、地方公務員法で規定する非常勤の特別職職員となります。任期は、任命した日から任命した日の属する年度の末日までですが、再任を妨げませんので、継続して指導者となることができます。勤務日は、校長が別に定めます。

第7条の報酬についてですが、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところとしておりますが、参考価格として金額を入れ込んでおります。ただし、こちらはまだ予算化をしておらず、1時間1,600円「以内」という考え方の明示として記載しております。この金額の根拠ですが、文部科学省が部活動の地域移行に係る指導者報酬の補助対象単価として設定しているものです。先程申し上げましたが、沼田町ではまだ地域指導者を正式に任命しておりませんし、予算も措置しておりません。したがって、当初はボランティアまたは1,600円以内の報酬を支払うこととして、予算を組むとしてもこの範囲内の措置となるよう考えております。

また、公務災害の適用やサービスも記載しております。サービスについては、ただ教えるだけでなく、生徒や保護者の信頼や、校長からの監督命令、秘密保持、関係法令の遵守といっ

た公務員に準じた信頼性を遵守するよう規定しております。

指導者としての適格性を欠く場合には、第10条で解任することができます。自己都合による退職、職務遂行上の支障、適性を欠くと教育委員会が認めるときと定め、指導者の量だけでなく質も確保することで要綱を定めております。

以上、設置要綱案として提案いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**(教育長)**

説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

**(松尾委員)**

後々は教員の働き方改革もあって、先生方にも指導報酬が出るような形になりますか。

**(赤井課長)**

はい。先生方にも報酬を払うことが可能です。

その前に、先生方が兼職兼業で報酬を貰って部活動指導員をやるかどうかという点で、先生によって意見が分かれます。中には、報酬が出るなら指導したくないという先生もいますし、報酬が出たとしてもそこまでやりたくないと考える先生もいます。一概に、報酬が出るようになったので先生方に指導するようという話にはならないと思われれます。

**(松尾委員)**

先生方のあり方については、この要綱とは直接関係しないですね。

**(赤井課長)**

はい。関係しません。

先生方は、学校の顧問として任命されているから報酬が無くてもやっているところがありますが、報酬を貰うと競技で強くしなければならぬ、良い結果を出さなければならぬという縛りと責任が生じると考える先生もおります。なので、地域移行になった段階で外れたいという先生も出てきます。今まで通りの形ならやるという先生もおりますので、そこが難しい所でもあります。

**(林委員)**

指導員についてですが、顧問にはならずとも、単発で指導するという事は可能ですか。

(教育長)

指導する回数に定めはありません。ただし、その場合でも委嘱を受けた非常勤職員という立場になります。

(林委員)

顧問となると、ほぼ毎日ですよ。毎日の指導となると中々大変と思います。

(教育長)

そうですね。

今、国が求めている地域移行は、まず休日の部活動を想定しています。休日だけでもできる方法があるかどうかを模索しており、バスケットボールでは試行的に動き出す予定です。平日はまだ先生方が顧問として指導することになります。現実的に、平日の放課後に指導者が学校に教えに行くのは難しいとも思います。まず、休日で進めてみてから、平日も含めて考えたいと思っております。競技ごとに考え方が異なり、できることも違うと思いますので、競技ごとに動きにばらつきが出るかもしれませんが、制度としてこの要綱は決めておいた方がよいかという思いでございます。

よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第17号 沼田町立沼田中学校部活動指導員設置要綱の制定については、提案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議がないようですので、議案第17号は、提案のとおり決定しました。

次に、議案第18号 令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村別結果の公表について を議題といたします。説明をお願いします。

(赤井課長)

議案第18号 令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村別結果の公表について。

令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村別結果の公表についてを提出する。令和7年9月1日提出。教育長名でございます。

これは例年、承認いただいている案件でございます。今年も4月に調査を実施したところですが、北海道教育委員会では毎年、結果を公表しており、本年も11月を目処に公

表を予定していますが、あくまで市町村教育委員会の同意を前提としております。この北海道版結果報告書には、今年から市町村が独自に結果公表を行い、その Web ページの二次元コードを掲載することとなっております。道教委の考えとしては、学校名を明らかにした公表は、市町村教育委員会が判断することが望ましいとして、結果についても市町村が独自に分析をすることとしており、その方針に同意するということとなります。

以上、提案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**(教育長)**

公表の内容は市町村ごとに異なるということですね。

**(赤井課長)**

その可能性はあります。様式をどこまで統一するかの詳細はこれから通知される予定ですが、各市町村によって公表の仕方は異なるかもしれません。

**(青木委員)**

道教委のページからは、この二次元コードを読み込まないと結果にアクセスできないということですね。

**(赤井課長)**

その通りです。市町村の結果へのアクセスがそのようになります。

北海道全体の結果は道教委が作るようになると思いますが、市町村ごとの結果はこれまでのように道教委が作成するのではなく、各市町村が作成することになります。

**(教育長)**

よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第18号 令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村別結果の公表については、提案のとおり同意することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**(教育長)**

異議がないようですので、議案第18号は、提案のとおり決定しました。

議案第19号 令和8年度に使用する小学校用教科用図書及び令和8年度に使用する中学校用教科用図書の決定について を議題といたします。説明をお願いします。

**(赤井課長)**

議案第19号 令和8年度に使用する小学校用教科用図書及び令和8年度に使用する中学校用教科用図書の決定について。

北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会において、令和8年度に使用する小学校用教科用図書及び令和8年度に使用する中学校用教科用図書について、別紙のとおり決定されたのでこれを採択する。令和7年9月1日提出。教育長名でございます。

例年、お諮りしている小中学校の教科書の決定に対する採択でございます。これは、北海道第5採択地区、岩見沢市を除く空知管内市町で決定しているものです。令和8年度の小中学校の教科用図書については、新たに文部科学省の検定を経た教科用図書がないことから、令和5、6年度の協議会ですでに決定している教科用図書をそのまま使用することについて採択を行うものです。

なお、教科書名については、次のページに小学校用教科用図書の国語から外国語までが掲載されております。こちらを使用することを令和5年度の協議会で採択されております。

更に次のページには、中学校用教科用図書が掲載されております。こちらは令和6年度の協議会で採択されているものであり、こちらを使用することとなっております。

以上、小中学校の教科用図書について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

**(教育長)**

説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

**(林委員)**

これはもう使用図書が決まっている話ですよ。

**(教育長)**

そうですね。

**(松尾委員)**

何故、第5採択地区は岩見沢市を除くのですか。

**(教育長)**

岩見沢市は単独で協議を行ってます。どの市町村でも単独で実施することが可能ではありますが、その場合、その町が主体となって教科用図書を定める専門家を集める必要があります。なので、空知管内市町は共同で実施しております。

**(林委員)**

令和5年度に採択された教科書の内容が変わるということはありませんか。

**(教育長)**

変わることは無いかと思います。採択された教科書は4年使用することになります。新しい教科書が出来た場合は、協議会で決め直す必要があります。一般的にその期間内に内容が変わることはないので、採択されたものを引き続き使用することが多くなります。

よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第19号 令和8年度に使用する小学校用教科用図書及び令和8年度に使用する中学校用教科用図書の決定については、提案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**(教育長)**

異議がないようですので、議案第19号は、提案のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日予定していた議案は全て終了いたしました。これにて、令和7年第4回 沼田町教育委員会 定例会を終了いたします。お疲れ様でした。